美女木向田地区のまちづ

～整備計画報告と地区の皆さんへのお願い～

4月1日から施行

美女木向田地域整備計画

まちづくりの目

インフラの整備（3分野）

地区の皆さんの意見を聞きながら、今後 10 年間を目標に、市が主体となって整備を進めていきます。

1 道路

自動車・歩行者・自転車の交通がふくそうする道路の交通安全対策（▬）や、一部路線で歩道の拡幅（┈┈）、未舗装の道路の路面改良（▬）を行います。

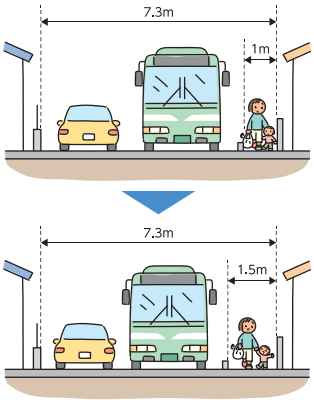

2 下水道・水路

水路の上部を歩行者空間として活用できるように、下水道の暗渠化（1号⟷）や雨水貯留浸透施設の設置（2号⟷）を行います。

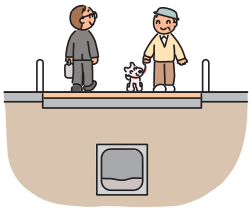

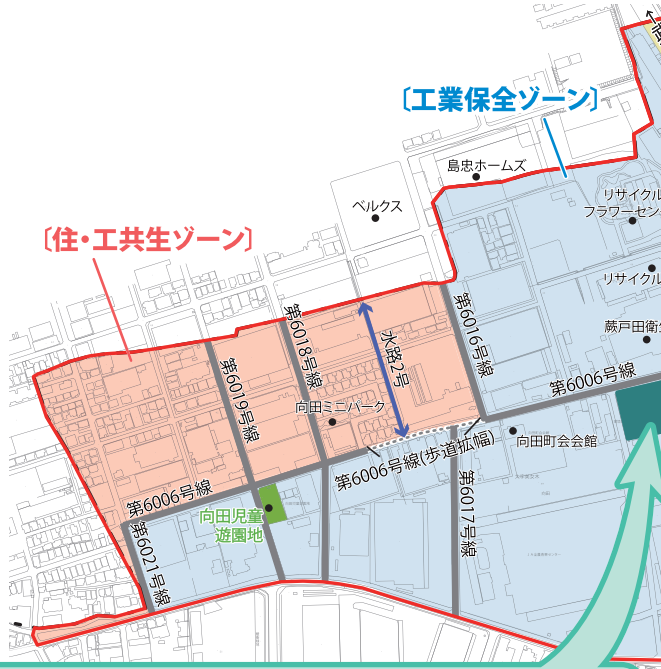

一時避難所

地震など災害時の一時避難場所（■）として、蕨戸田衛生センターのテニスコート・駐車場を使用できるように、向田町会と蕨戸田衛生センターが協定を締結しました。

3 公園

皆さんにとって安全で使いやすい公園にするため、児童遊園地を改修（■）します。

くり

市の北部に位置する美女木向田地区では、長期間未着手だった土地区画整理事業を見直し、意向調査や説明会などでいただいた意見を踏まえて「美女木向田地域整備計画」と「美女木向田地区地区計画」を策定しました。今後これらの計画を基に、地区のまちづくりを進めていきます。

問い合わせ　まちづくり推進課（内線 268）

標

“戸田市の活力を支え、誰もが安全・安心、快適に生活できるまち”

まちづくりのルール（3 項目）

産業の保全や住環境と操業環境の両立による安全・安心で快適なまちづくりを進めるために、皆さんのご協力をお願いします。

地区計画に定めました

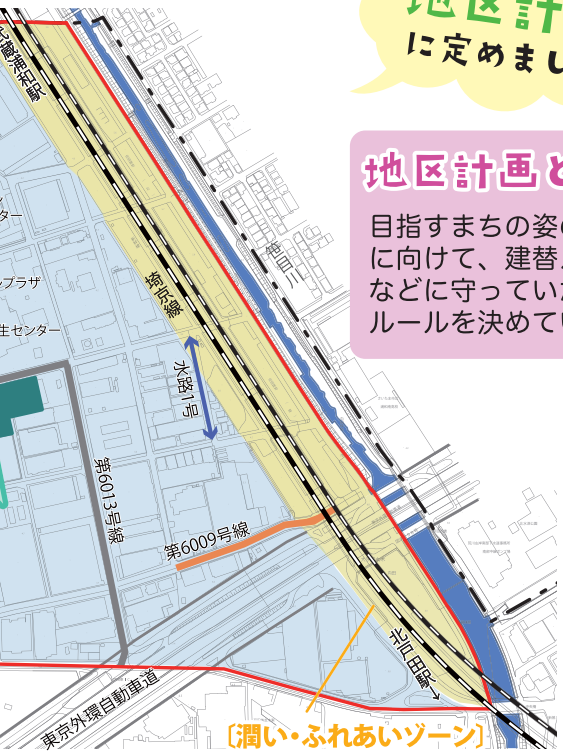

地区計画とは？

目指すまちの姿の実現に向けて、建替えの際などに守っていただくルールを決めています。

1 建物の用途

地区の特性を踏まえて、きめ細かく建物の用途を制限することで、その地区にふさわしい土地利用を誘導します。

〔工業保全ゾーン〕
新たな 3 戸以上の住宅や、規模の大きな商業施設などを制限します。

〔住・工共生ゾーン〕
規模の大きな商業施設や、危険性の大きい工場などを制限します。

〔潤い・ふれあいゾーン〕
地区にふさわしくない遊戯施設などを制限します。

2 最低敷地面積

建物の密集による建て詰まりなどの発生を防止するため、新たに土地の区画を設定する際には、敷地面積の最低限度を100 ㎡とします。

※地区計画決定前から100 ㎡未満の敷地は、適用除外とします

（例）

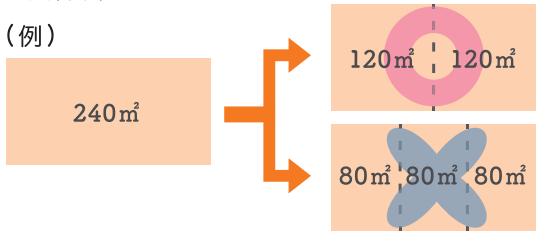

3 道路沿いの垣・柵

地震による倒壊防止や防犯上の死角を防ぎ、交通安全上、見通しのよいまちにするため、道路に面した部分は生け垣やフェンスなどとし、コンクリートブロックなどを使用する場合は、高さを 60cm 以下とします。